

公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号（以下「認定法第5条13号」という。）及び公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団（以下「この法人」という。）の定款第13条（評議員に対する報酬等）及び第27条（役員の報酬等）の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第21条に基づき置かれる理事及び監事をいう
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする
- (6) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう

(報酬の額の決定)

第3条 理事長及び常務理事の報酬は、別表第1「理事長及び常務理事の報酬額」に定める額とする。

- 2 理事長及び常務理事を除く役員及び評議員の報酬は、別表第2「理事長及び常務理事を除く役員及び評議員の報酬額」に定める額とする。
- 3 理事長及び常務理事を除く役員の各年度の報酬の総額は240,000円の範囲内とする。

(報酬額の日割計算)

第4条 新たに理事長又は常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長又は常務理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、理事長又は常務理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員及び役員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2 支給方法は、常勤役員については、毎月定められた日に本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むものとし、非常勤役員については、毎月又は毎年定められた日に、通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととし、評議員については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。ただし、出務の日数が5日以内のものの報酬については、まとめて支給することができる。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

2 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月19日から施行する。

別表第1（第3条関係）

理事長及び常務理事の報酬額

区 分	報酬の額
理事長及び常務理事	(月額) 総額223,000円以内

別表第2（第3条関係）

理事長及び常務理事を除く役員及び評議員の報酬額

区 分	報酬の額
理事長及び常務理事を 除く役員及び評議員	(1回) 7,500円 1人年額30,000円以内